旅費制度等の見直しについて

☞ **国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと等を踏まえ、本区における旅費及び費用弁償の制度見直しを行う。**

1 趣旨

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等を行うため、令和７年４月１日に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）の改正等が行われる。

これを踏まえ、国との均衡を図る観点から、本区においても国家公務員等の旅費制度の改正に準じた見直しを行う。

2 内容

（１）一般職員に対する旅費（※詳細は、別紙１のとおり。）

旅費の種類の内容及び額の変更等をするとともに、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする。

（２）区長及び副区長に対する旅費（※詳細は、下の表のとおり。）

① 一般職員と同様、旅費の種類の変更等を行う。

② 内閣総理大臣等の旅費の額に係る規定が、法から「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）」及び「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」に移行されたことに伴い、区長等の旅費の額を変更する。

区　分	現行		変更後	
	種類	額	種目	額
区長	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、空港旅客サービス施設使用料等をいう。)及び死亡手当	国家公務員等の旅費に関する法律の規定により内閣総理大臣等のうち、その他の者に支給される額に相当する額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当	国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程の規定により内閣総理大臣等に支給される額に相当する額
副区長		国家公務員等の旅費に関する法律の規定により指定職の職務にある者に支給される額に相当する額		国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程の規定により指定職職員等に支給される額に相当する額

旅費制度等の見直しについて

（３）教育長の旅費及び議員等の費用弁償（※詳細は、別紙２のとおり。）

旅費及び費用弁償の種類等の変更を行う。

４ 改正を要する条例

（１）中央区長等の給料等に関する条例（昭和48年12月中央区条例第27号）
（２）中央区職員の旅費に関する条例（昭和27年２月中央区条例第３号）
（３）別紙２に記載の条例

５ 施行日

令和７年４月１日

【プレス発表】 なし　　【議会対応】 企画総務委員会報告（令和７年２月７日）　・令和７年第一回区議会定例会上程

主な改正内容　　別紙1

種目等	現　　行	改　正　後
鉄道賃	〈急行料金の利用条件〉 特別急行列車・・・片道100km以上 普通急行列車・・・片道50km以上 〈座席指定料金の利用条件〉 普通急行列車で片道100km以上	各料金の距離制限を廃止
船賃	〈内国旅行〉 運賃等級が３階級ある場合・・・中級の運賃 運賃等級が２階級ある場合・・・下級の運賃 〈外国旅行〉 運賃等級が２階級以上ある場合・・・最上級の運賃 (最上級の区分が複数ある場合は下位のもの)	〈内国旅行〉 運賃等級が区分されている場合・・・最下級の運賃 〈外国旅行〉 運賃等級が区分されている場合・・・最上級の運賃 (運賃等級が３階級以上ある場合は最上級の直近下位)
航空賃	〈内国旅行〉 現に支払った旅客運賃（区分なし） 〈外国旅行〉 運賃等級２階級以上の場合・・・最下級の運賃 (所要時間が８時間を超える場合、最上級の直近下位)	〈内国旅行〉 利用可能な等級を規定（最下級） 〈外国旅行〉 変更なし
その他の交通費 （現行：車賃）	陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ１km当たりの定額（37円）又は実費額により支給	定額支給を廃止し、実費支給のみ

<table>
<tr><th>種目等</th><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>宿泊費
（現行：宿泊料）</td><td>宿泊料金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てるため、一夜当たりの定額により支給

〈内国旅行〉
一夜当たりの定額（13,000円）により支給

〈外国旅行〉
一夜当たり下記の金額を支給

<table><tr><th>区分</th><th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>丙地方</th></tr><tr><td>6級職</td><td>25,700円</td><td>21,500円</td><td>17,200円</td><td>15,500円</td></tr><tr><td>5級職</td><td>22,500円</td><td>18,800円</td><td>15,100円</td><td>13,500円</td></tr><tr><td>4級職以下</td><td>19,300円</td><td>16,100円</td><td>12,900円</td><td>11,600円</td></tr></table></td><td>定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更
上限となる宿泊費基準額は下記のとおり

〈内国旅行〉
都道府県ごとに設定
東京都等（最高額）　19,000円
福島県等（最低額）　8,000円

〈外国旅行〉
国・都市ごとに設定
アメリカ・ボストン（最高額）　59,000円
インドネシア・メダン（最低額）　8,000円</td></tr>
<tr><td>包括宿泊費
（新設）</td><td>規定なし</td><td>パック旅行に要する費用を支給するための旅費として新設（交通費＋宿泊費基準額までの金額）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種目等</th><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr>
<td>宿泊手当
（現行：旅行雑費・日当）</td>
<td>旅行中の日数に応じ、旅行中の諸雑費に充てるため、一日当たりの定額により支給

〈内国旅行〉
一日当たり下記の旅行雑費を支給（近接地内については、一日の旅行時間が５時間以上の場合に支給）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">近接地内</th><th colspan="2">近接地外</th></tr>
<tr><th>特別区の区域内</th><th>特別区の区域外</th><th>宿泊を伴わない場合</th><th>宿泊を伴う場合</th></tr>
<tr><td>一般職員</td><td>100円</td><td>200円</td><td>650円</td><td>1,300円</td></tr>
</table>
〈外国旅行〉
一日当たり下記の日当を支給
<table>
<tr><th>区分</th><th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>丙地方</th></tr>
<tr><td>６級職</td><td>8,300円</td><td>7,000円</td><td>5,600円</td><td>5,100円</td></tr>
<tr><td>５級職</td><td>7,200円</td><td>6,200円</td><td>5,000円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>４級職以下</td><td>6,200円</td><td>5,200円</td><td>4,200円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
</td>
<td>夕朝食代を含む諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行に支給

〈内国旅行〉
一夜当たり　2,400円（全国一律）
※近接地内・近接地外の区分廃止

〈外国旅行〉
国ごとに設定
アメリカ等（最高額）　5,400円
ブラジル等（最低額）　3,900円</td>
</tr>
<tr>
<td>食卓料</td>
<td>船舶内又は航空機内で宿泊し、その船賃及び航空賃に食事料金が含まれていない場合に支給</td>
<td>廃止</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>種目等</th><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>転居費
（現行：移転料）</td><td>赴任に伴う住所又は居所の移転について、旧在勤地から新在勤地までの路程等に応じ定額により支給

<table><tr><th>距離</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50km未満</td><td>126,000円</td></tr><tr><td>50km以上100km未満</td><td>144,000円</td></tr><tr><td>100km以上300km未満</td><td>178,000円</td></tr><tr><td>300km以上500km未満</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>500km以上1,000km未満</td><td>292,000円</td></tr><tr><td>1,000km以上</td><td>306,000円</td></tr></table></td><td>新旧の在勤地の路程等に応じた定額支給方式から、新旧の居住地間の実費支給方式に変更

主な算定は以下のとおり
・複数見積りを行い、最も経済的なものを選択するときは当該引っ越し費用を転居費として算定
・宅配便を利用する場合は、上記金額を上限に当該引っ越しに要する実費を転居費として算定</td></tr>
<tr><td>着後滞在費
（現行：着後手当）</td><td>赴任に伴う住所又は居所の移転について、旅行雑費５日分及び宿泊料５夜分に相当する額を支給</td><td>５夜分等を上限として、実際に宿泊した夜数に応じて宿泊に要する実費額及び宿泊手当相当額を支給</td></tr>
<tr><td>家族移転費
（現行：扶養親族移転料）</td><td>○赴任に伴う扶養親族の移転について、必要な交通費及び着後手当等を支給
○職員の配偶者、子及び父母等で主として職員の収入によって生計を維持しているものを対象に支給</td><td>○支給対象の扶養要件を改め、同居する家族に支給
○現に支払った交通費及び着後滞在費相当額等について、職員に支給する額を上限に家族分支給</td></tr>
<tr><td>渡航雑費
（現行：渡航手数料・支度料）</td><td>○「渡航手数料」として、外国出張に当たり、予防注射料及び旅券の交付手数料等を実費額により支給
○「支度料」として、旅行前の準備経費を定額により支給

<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">旅行期間</th></tr><tr><th>１か月
未満</th><th>１月以上
３月未満</th><th>３月以上</th></tr><tr><td>６級職</td><td>86,240円</td><td>104,720円</td><td>123,200円</td></tr><tr><td>５級職</td><td>70,070円</td><td>85,090円</td><td>100,100円</td></tr><tr><td>４級職以下</td><td>61,990円</td><td>75,270円</td><td>88,550円</td></tr></table></td><td>支度料の定額支給を廃止し、予防注射料及び旅券の交付手数料等のほか、保険料、医療品、携行品の購入費用、健康診断等の受診にかかる費用の実費額を支給</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種目等</th><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>死亡手当</td><td>職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合に、遺族へ下記の手当額を支給
<table><tr><th>区分</th><th>手当額</th></tr><tr><td>６級職</td><td>640,000円</td></tr><tr><td>５級職</td><td>520,000円</td></tr><tr><td>４級職以下</td><td>460,000円</td></tr></table></td><td>職員の区分に係わらず、一律930,000円を遺族へ支給</td></tr>
<tr><td>旅行役務提供者</td><td>規定なし</td><td>旅行者に対する旅費の支給に代えて、区から直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者として、旅行代理店等を規定</td></tr>
<tr><td>退職者等の旅費</td><td>職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合、退職等を知った日の翌日から本邦に帰住する前日までの日当・宿泊料や、本邦への交通費等を支給</td><td>本邦への交通費等を実費支給</td></tr>
<tr><td>遺族の旅費</td><td>職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合、死亡地から旧在勤地までの往復の交通費を支給</td><td>職員の死亡地から遺族の居住地までの往復の交通費等の実費額を支給</td></tr>
</table>

No	改正を要する条例	区分	現　行		変更後	
			種類	額	改正後の種目	額
1	中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成９年９月中央区条例第２９号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	中央区長等の給料等に関する条例に規定する副区長相当額（以下「副区長相当額」という。）	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	中央区職員の旅費に関する条例に規定する額（以下「職員相当額」という。）	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
2	中央区行政不服審査法施行条例（平成２８年３月中央区条例第４号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
3	中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和２２年７月中央区条例第１６号）	議員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び支度料	副区長相当額（ただし、議長又は副議長が議会を代表する場合は区長相当額）	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
4	中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１２月中央区条例第２４号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び支度料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
5	中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１０月中央区条例第２１号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
6	中央区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１０月中央区条例第１５号）	職員	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
7	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３４年３月中央区条例第３号）	選挙長等	鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料	職員相当額	鉄道賃、船賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
8	中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和３８年９月中央区条例第２２号）	参考人等 （調査、審査、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者）	鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料	(1)鉄道賃 旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金の額 (2)船賃 旅客運賃（運賃に等級の区分のある場合には、中級の運賃） (3)航空賃　実費 (4)日当　4,000円 (5)宿泊料　5,000円	鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費	職員相当額
9	中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和３１年１０月中央区条例第１４号）	教育長	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当	現行から変更なし

No	改正を要する条例	区分	現　行		変更後	
			種類	額	改正後の種目	額
１０	中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例（令和５年３月中央区条例第１２号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１１	中央区国民保護協議会条例（平成１８年３月中央区条例第１１号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１２	中央区子ども・子育て会議条例（平成２５年７月中央区条例第３５号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１３	中央区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成１８年３月中央区条例第１９号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１４	中央区介護保険条例（平成１２年３月中央区条例第１９号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１５	中央区保健所運営協議会条例（昭和５０年３月中央区条例第１０号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１６	中央区感染症の診査に関する協議会条例（平成１１年３月中央区条例第１０号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１７	中央区公害健康被害認定審査会条例（昭和５１年２月中央区条例第１号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし

No	改正を要する条例	区分	現　行		変更後	
			種類	額	改正後の種目	額
１８	中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例（昭和５１年２月中央区条例第２号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
１９	中央区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和５０年３月中央区条例第１６号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
２０	中央区建築審査会条例（昭和５８年３月中央区条例第９号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
２１	中央区いじめ問題対策委員会条例（平成２７年３月中央区条例第２１号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
２２	中央区いじめ問題再調査委員会条例（平成２７年３月中央区条例第２２号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
２３	中央区文化財保護条例（昭和６３年４月中央区条例第２９号）	委員 （職務のために旅行した場合）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		委員 （招集に応じて会議に出席した場合。ただし、特別な事情がある場合に限る。）	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料	副区長相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし
		関係者	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料	職員相当額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費	現行から変更なし